

令和 4 年 度

定期監査(事務監査)結果報告書
(後 期)

令和 5 年 3 月 30 日提出

登 米 市 監 査 委 員

令和4年度定期監査（事務監査）結果について、登米市監査基準第20条第1項に基づき、次のとおり報告する。

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査の対象

- （1）予算の執行事務（収入、支出）
- （2）契約事務（工事、業務委託等）
- （3）財産管理事務（公有財産、物品）
- （4）その他（補助金交付等）

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているかを検証するとともに、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き実施した。

4 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

また、登米市監査基準第19条に基づき、対象部署から監査委員の指摘内容に対する弁明又は見解の聴取を行った。

5 監査の日程

前期日程については、令和5年1月10日から同年2月9日まで、下記の部署を対象に実施した。

実施月日	対 象 部 署	
1月10日	総務部 （選挙管理委員会）	市長公室
		人事課
		総務課、選挙管理委員会事務局
1月11日	総務部	防災危機対策室
		税務課
1月12日	総務部	財政経営課
	まちづくり推進部	まちづくり推進課
1月13日	まちづくり推進部	観光シティプロモーション課
		市民協働課
1月17日	会計課、契約検査室	
	議会	議会事務局
1月23日	医療局	米谷病院、上沼診療所
1月24日	医療局	豊里病院、訪問看護ステーション
		豊里老人保健施設

1 月 25 日	医療局	登米市民病院（管理課、医事課）
		経営管理課、経営企画課、よねやま診療所、登米診療所、津山診療所
1 月 26 日	上下水道部	水道施設課
		下水道施設課
		経営総務課
2 月 3 日	登米総合支所	市民課
	教育委員会	登米教育事務所
	東和総合支所	市民課
	教育委員会	東和教育事務所
2 月 6 日	中田総合支所	市民課
	教育委員会	中田教育事務所
	石越総合支所	市民課
	教育委員会	石越教育事務所
2 月 7 日	豊里総合支所	市民課
	教育委員会	豊里教育事務所
	津山総合支所	市民課
	教育委員会	津山教育事務所
2 月 8 日	米山総合支所	市民課
	教育委員会	米山教育事務所
	南方総合支所	市民課
	教育委員会	南方教育事務所
2 月 9 日	迫総合支所	市民課
	教育委員会	迫教育事務所

6 監査の執行者

監査委員 中津川 源 正

監査委員 千 葉 良 悦

監査委員 岩 淵 正 宏

7 監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査の着眼点及び各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、指摘事項に記述するとおりである。

また、監査の執行の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、指導事項として関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

なお、監査結果の指摘事項に対して措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

総括事項は、どの部署でも事務事業を遂行する上で共通の認識をもって検証すべき事項である。それぞれの事務事業が何に基づいて行っているのかを常に意識し、前例踏襲ではなく、根拠法令等をしっかりと理解の上、事務処理にあたられたい。

1 予算執行について

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や縮小となった事業があるものの、適時補正予算による減額等を行っており、おおむね適切に執行されている。

しかし、収入調定、支出負担行為、支出命令の起票においては、依然として担当課による遅れや誤りが散見されている。起案者及び決裁者は、改めて確認の徹底に努められたい。

また、年度末における使い切りや駆け込みと思われる予算執行が未だ見受けられることから、各部局においては十分留意した予算執行にあたられたい。

次年度に繰り越すこととなった事業については、早期の完了に向けて計画的な事業の進行管理に努められたい。

2 債権管理について

債権者への継続した納付交渉のほか、分割納付が計画的に進んだことなどにより、長期間滞っていた債権が減少または完納するなど、未収金の縮減に向けた取り組みが確認できた。一方で、訪問や電話連絡のほか、連帯保証人にも交渉を行ったものの、納付が進んでいない案件も見受けられた。

債権を管理する部署においては、引き続き債権管理マニュアルに基づく取り組みを行い、現年度未収金の発生防止及び過年度未収金の計画的な回収に努めることはもちろん、必要に応じて債権管理専門部署に相談するなど、横断的な取り組みにも積極的に取り組まれたい。

なお、債権の回収にあたっては、督促・催告・訪問などを通じ、債務者一人ひとりの生活実態等を把握するとともに、対応経過をしっかりと記録されたい。また、回収が困難と思われる場合には、法令等に基づき不納欠損処分を行うなど、適正な債権管理に努められたい。

3 各部署の財産管理について

公有財産については、おおむね登米市公有財産規則等に基づき管理されているが、現在貸付けしている普通財産及び未利用の遊休財産については、払下げなどの処分に引き続き取り組まれたい。

4 適正な事務処理について

前期の結果報告書でも指摘しているが、公文書の取り扱いにおける収受日付印や決裁日付印の押印漏れ、文書発送時における施行日の未記入などのほか、公金等の取り扱いにおける現金取扱簿、金庫等点検記録簿などの記入漏れ等、口頭で改善を促していたものや指摘した内容が、依然として繰り返されている。

各管理監督職員等においては、監査での指摘のみならず、関係部署からの通知も確実に確認され、必要に応じて所管する職員に対し電子メールの転送や文書の供覧などを行うほか、課内打ち合わせの際に口頭での周知を図るなど、伝え方を工夫し、適正な事務処理に取り組まれない。

また、令和5年4月から内部統制が試行されることから、本制度により適正な事務処理の確保とコンプライアンスの徹底につながるよう努められたい。

5 前回指摘事項の処理状況について

監査の指摘事項に対する措置の状況は、おおむね適正に処理されていた。

【指摘事項】

本監査において、下記のとおり改善を要する事例が見られたので、関係法令に基づいた適正な事務処理をされたい。

1 総務部

■人事課

給与支給時の共済費の誤控除による返納において、遅延損害金の支払いが生じたが、改めて内容の検証と整理を行い、同様あるいは類似する返納が生じた場合の取り扱いを検討するとともに、チェック体制の強化を図るなど誤りのない事務処理を徹底されたい。

2 医療局

■経営管理部・豊里病院

豊里病院の風疹抗体検査について、国民健康保険団体連合会に対する検査情報の報告及び検査に要した費用の請求が行われていないものがあった。これは病院内での書類管理の不備が原因となっており、未請求は言うまでもないが、本報告漏れがあったことで、市民の受検情報の把握とその後の市民への通知にも影響が及んだものであり、本市全体の事務処理の信用失墜につながりかねない。

本件については、病院事業全体の問題として、同様の事案がないか確認をされ、本事務処理の検証と整理に取り組まされたい。

さらに、事案発覚後、未請求に関する事務処理が停滞しており、関係職員間の連携が不足している経過も伺えることから、一連の事務処理についてのルールを定めるなど、再発防止に向けた取り組みを徹底されたい。